

館山市海水浴場監視業務委託

公募型プロポーザル実施要領

平成31年2月

館山市

【 目次 】

1	事業の概要	1
2	参加資格	1
3	公募手続き	2
4	提出書類	3
4-1	提出に係る留意事項	4
5	審査・公表	6
6	提出・問合せ先	8

1 事業の概要

(1) 業務名 館山市海水浴場監視業務委託

(2) 業務目的

本業務は、「館山市海水浴場監視業務委託仕様書」に基づき、海水浴場関係各施設・設備を機能的に活用し適切な監視業務を行なうことで、市内海水浴場を常に安全で快適な状態に維持することを目的とする。

(3) 業務内容

「館山市海水浴場監視業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

2019（平成 31）年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日（5 年間）

(5) 提案上限額（5 年総額）

71,500,000 円

※ 上限額には消費税及び地方消費税を含む

平成 31 年 10 月以降は 10%へ引き上げられるものとして設定

2 参加資格 次の①～⑥を満たす法人又はその他の団体（以下、「団体」という。）

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定及び次のいずれにも該当しない団体
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない団体
 - イ 対象工事の入札日前 6 ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した団体
 - ウ 会社更生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない団体
 - エ 民事再生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない団体
- ② 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない団体
- ③ 国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がない団体（平成 27～29 年）
- ④ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入義務を遵守している団体
- ⑤ 「館山市海水浴場監視業務委託仕様書」のとおり業務遂行できる団体

3 公募手続き

(1) 実施スケジュール

	内 容	期 間
1	実施要領等の公表	平成 31 年 2 月 6 日
2	質疑受付期間	2 月 6 日から 2 月 22 日 17:00 (必着)
3	質問回答	2 月 27 日
4	応募書類の受付期間	2 月 6 日から 3 月 5 日 17:00 (必着)
5	提案審査	3 月 19 日 公募型プロポーザル審査会
6	審査結果の公表	3 月 22 日 館山市ホームページ上にて

※ 提案審査の日程・場所は、「4 提出書類 (2) ①団体概要書」に記載されたメールアドレス宛に、別途通知します。

※日程は市の都合により変更することがあります。

(2) 質問の受付・回答について

本公募に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行います。

なお、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとします。

① 受付期間

平成 31 年 2 月 6 日(水)から 2 月 22 日(金) 午後 5 時 (必着)

② 受付方法

質問書 (様式第 3 号) を E メールで観光みなと課へ提出してください。

※「6 提出・問合せ先」参照

③ 回答方法

質問内容及び回答については、館山市ホームページで公開するとともに、電子メールで回答します。

(3) 申請受付

① 受付期間

平成 31 年 2 月 6 日(水)から 3 月 5 日(火) 午後 5 時 (必着)

② 提出部数・提出方法

※「4 提出書類、4-1 提出に係る留意事項」参照

4 提出書類

(1) 公募型プロポーザル参加申請書 (様式第 1 号)

(2) 事業者に関する書類

- ① 団体概要書（様式第2号）
- ② 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書

(3) 館山市入札参加適格者名簿に未登載の事業者

- ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ② 印鑑証明書
- ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- ④ 千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書
（納税証明書その2）
- ⑤ 市税完納証明（館山市分）
- ⑥ 財務諸表

(4) 業務実施体制・業務提案書（様式自由）

(5) 見積書（任意様式）

※5年間の業務委託費総額（税込・平成31年10月以降は消費税10%で計算）としてください。

※事業者名・代表者名・住所を記載し、押印したものを提出してください。

4-1 提出に係る留意事項

(1) 提出書類作成要領

- ① 提出書類の用紙サイズはA4版とすること。
- ② 文字サイズは10.5ポイント以上とし、簡潔・明瞭に記載すること。
なお、文章を補完するためにイラスト・イメージ図等の挿入を認める。
- ③ カラー印刷での提出を認める。
- ④ 提出書類のボリュームは問わないが、プレゼンテーション時間(30分以内)を考慮し、適正なものとする。

(2) 提出書類の部数

「4 提出書類(4), (5)」

A 事業者名入り：各1部

B 事業者名の記載された部分がないもの：7部(冊)

※Bは順に並べ、下部にページ番号を記載し、左上部を綴じること。

「4 提出書類 上記以外」：各1部

(3) 提出方法

観光みなと課まで郵送又は持参してください。

※ 郵送の場合は、必ず書留等としてください(簡易書留可)

※「6 提出・問合せ先」参照

(4) その他

- ① 申請に係る経費は、すべて事業者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 次に掲げる場合に該当した場合は、当該申請は失格又は無効とします。
 - ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
 - イ 事業者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき
- ⑤ 提出された申請書類等について、本公募以外の目的では使用しません。
- ⑥ 本公募の内容に関する情報公開が求められた場合は、「館山市情報公開制度」に基づき処理を行うものとします。
ただし、公開により対象事業者に不利益を与えることが明らかなものについて

ては、非公開とします。

⑦ 著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則事業者が負うものとします。

⑧ 本市が提示する設計図書等の著作権は本市に帰属し、事業者の提出する書類の著作権はそれぞれの事業者に帰属します。

ただし、市は本審査実施に関する報告等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

また、本市と契約締結に至った事業者の提出書類については、契約の仕様に盛り込む等の利用が行われ、必要により公表されることがあります。

5 審査・公表

(1) 審査方法

「館山市海水浴場監視業務委託プロポーザル審査会」において、提出書類・提案についてのプレゼンテーション（30分以内）、質疑応答（15分程度）を行い、最も優れた事業者を決定します。

※出席者は合計3人以内とし、業務を受託した場合の担当責任者が出席すること

※必要な機器等は事業者が用意すること（プロジェクター及びスクリーンは市が用意）

(2) 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 事業者に関する項目 (配点10点)		
業務実績	本業務又は類似業務の実績等から適切かつ着実に海水浴場監視業務委託が遂行可能であるか。	10点
2 業務内容に関する項目 (配点80点)		
提案内容① 安全対策	市内に6つの海水浴場が点在する中で、水難事故等の緊急事態にあたっての初期対応（応急処置）、緊急連絡体制等をどのように構築するか。	30点
提案内容② 人員確保	千葉県海水浴場等安全確保実施要領に定められた有資格者の設置について、どのようにして複数年にわたって安定的に人員の確保をするか。	10点
提案内容③ 監視員教育	有資格者、無資格者ともに監視員の救助能力、遊泳者対応におけるマナー等の教育はどのように行なうか。	10点
提案内容④ 調整能力	警備員、漁協関係者、監視船船長等の海水浴場関係者との連携体制をどのように構築するか。又、海水浴場周辺で増加している水上オートバイ等のマリンスポーツ関係者や海の家事業者等からの苦情、問題等が発生した場合にどのように対応するか。	10点
提案内容⑤ レスキュー用資機材の確保	市内6海水浴場の開設にあたり、多数のレスキュー用資機材が必要になるが、現在の保有状況、今後の調達予定等はどのように計画しているか。又、市が貸与するレスキュー用水上オートバイはどのように有効活用するか。	5点
提案内容⑥ 事務能力等	監視業務計画書、業務報告書、入込数集計資料の作成等の事務処理は、どのように行なうか。海岸清掃、監視所、更衣室の清掃作業等の日常業務はどのような体制で実施するか。	5点

提案内容⑦ その他	海水浴場監視業務の遂行にあたり、提案内容①～⑥以外の提案。	10点
3 見積価格に関する項目 (配点10点)		
価格評価	「② 価格評価 (相対評価)」参照 ※自動計算項目	10点
合計		100点

① 評価方法は「絶対評価」とし、採点基準は以下のとおり。

判断基準	乗率	30点満点	10点満点	5点満点
創意・工夫があり、特に優れた内容である	×1.0	30点	10点	5点
優れた内容である	×0.8	24点	8点	4点
平均的な内容である	×0.6	18点	6点	3点
仕様は満たしているが、内容が乏しい	×0.4	12点	4点	2点
提案が出来ていない	×0.0	0点	0点	0点

※「価格評価 (自動計算項目)」を除く評価項目の点数 (配点90点) について、審査委員全員の平均点が54点 (平均的な内容) 未満の事業者は失格とする

② 価格評価 (相対評価)

最も提案金額が低い団体 (A) : 10点

他の団体 : (Aの金額/当該団体の金額) 小数点以下第2位四捨五入 × 10点

③ 総合得点

「審査委員全員の平均点 (小数点以下第2位四捨五入) + 価格評価点」の得点上位の提案者から順位付けを行い、第1位の者を優先交渉権者とする。

④ その他

ア 参加団体が1団体であっても業務受託者の候補者を選定する。

ただし、「価格評価 (自動計算項目)」を除く評価項目の点数 (配点90点) について、審査委員全員の平均点が54点 (平均的な内容) 以上の場合に限る。

イ 審査結果について異議申し立ては認めない。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、館山市ホームページにて公表します。

(平成31年3月22日を予定)

6 提出・問合せ先

館山市経済観光部 観光みなの課 観光施設係 (渚の駅たてやま内)
担当：伊藤

〒294-0036 千葉県館山市館山 1564-1

電 話 0470-22-3346 (直通)

M a i l kanko@city.tateyama.chiba.jp

持参受付 8：30～17：00 (土・日・祝日を除く)